

ロシア連邦教育法の新旧比較

黒 木 貴 人*

A Comparative Review of the Old and the New Federal Law of Education in Russia

Takahito KUROKI

Key words : ロシア連邦教育法 Federal Law of Education in Russia, 教育への権利 right to education, 教育の義務 duty of education, 教育の責任 responsibility of education, 中央集権化 centralization

1. はじめに

本稿は、ロシア連邦における教育根本法である「ロシア連邦法『ロシア連邦における教育について(Федеральный Закон «Об Образовании в Российской Федерации»)』(以下、新連邦教育法)の規定分析を行うとともに、前身の「連邦法『教育について(Закон Российской Федерации «Об образовании»)』(以下、旧連邦教育法)との新旧比較を通し、新連邦教育法の特色及び法規定に基づくロシア連邦教育政策の今日の特徴を考察するものである。

旧連邦教育法は、ソ連時代の共産主義人材育成のための画一的な教育体制の刷新を目指し、ロシア連邦成立後の1992年に「教育の民主化・人間化・自由化」をコンセプトとして制定された。しかし、2000年にプーチンが政権を握って以降、急進的な教育改革が断行され、様々な部分で中央集権的な教育政策が進められている。そして、それらの政策を後追いする形で旧連邦教育法の条文が改正される、という事態が度々繰り返されてきた。その改正回数は、1992年から2011年までの間、実に60回以上に及ぶ。

そのようにパッチワーク的な法律となっていた旧連邦教育法を体系立てられたものへ清算すべく、新連邦教育法制定に向けた議論が盛り上がっていった。そして2012年末、新たな連邦教育法が成立した。条文も全6章58条から全15章111条と大幅に増え、連邦の教育全体を包括する根本法としての装いを新たにした。しかしながら、連邦教育法は、成立から約7年間が経過した現在、50回以上もの改正がなされてきている。つまり、結局旧法と同じようなパッチワーク的な法律となってしまう現状がある。

新旧ともに繰り返される連邦教育法改正の背景には、どのようなロジックが潜んでいるのか。その点に関し、国内外を通して十分に研究蓄積があるわけではない。ただし、全く存在していないわけではないため、ここで先行研究について若干触れていきたい。旧連邦教育法については高瀬(2003)がその内容を整理し、当時のロシア教育政策の特色と課題を描き出している。現在の新連邦教育法との違いを考察する上で、参考とすべき点は多い。新連邦教育法については、我が国においては福田(2013)に邦訳が紹介されているのみに留まっており、規定分析には至っていない。諸外国においては、Gostev, Turko, Shchepanskiy(2016)が、新連邦教育法をはじめとする法体系が教育の各種現場にどのように影響を与えているかについて、学校教員等の当事者へのアンケート調査により明らかにしており、教育現場に少なからぬネガティブな影響を与えていることを示唆している。社会学的手法からロシア教育政策の課題を訴える同研究は参考にするべき点が多いものの、法の規定内容を直接の分析対象とはしていない点で本研究とは異なる。つまり、本発表のように規定内容の新旧比較を行っている研究は管見の限り見当たらない。

法規定の比較分析と一言に言っても、分析するための切り口は多岐に亘る。そのすべてを本稿の中で行う余裕はないため、今回は主として「教育」の位置づけに関する内容、「教育への権利」及び教育にかかる「義務」と「責任」に関する内容に焦点化して分析を行い、近年のロシア連邦教育政策の特色の一端を描き出すこととする。

なお、本稿における法規定の分析に当たっては、手持ち資料の制約上の関係もあり、旧連邦教育法は2011年2月改正時点のものを、新連邦教育法は2019年8月時点のものをを用いるとする。また、条文の翻訳に当たっては福

* 広島文化学園短期大学保育学科

田(2013)及び川野辺・関・澤野(1996)も参照した。

2. ロシア連邦教育法の概要

まず、現在の新連邦教育法がどのような法規なのかを確認するために、その構成及び中身について簡潔に整理していきたい。先述のように、新連邦教育法は全15章111条からなる法律である。その章構成は、旧連邦教育法との比較を含めて稿末に〈資料〉として示しているので参照されたい。これを一別するだけでも、我が国の教育基本法と比しても非常に膨大なボリュームになっていることが想像できるだろう。あえて我が国の教育法規と比較するならば、新連邦教育法は「教育基本法+学校教育法+社会教育法+生涯学習推進法+…」など、教育に関わる多様な法規を包括するものとなっている。

次に各章の内容を概観する。まず第1章「総則」であるが、第1条では新連邦教育法の中で「規制の対象」となるのは何かが示されている。すなわち「教育分野における人間の権利と自由についての国家的保障、及び教育への権利実現のための条件創出に関わって生じている社会的関係」について規制するものとされている。そして、この法律は「ロシア連邦における教育の法的、組織的及び経済的基盤、教育分野における国家的政策の基本原則、教育制度の機能と教育活動の実施にかかる一般の原則及び教育分野に関係する参加者の法的地位について規定」するものであることが示されている。第2条では新連邦教育法の中で使用される用語の定義がなされている。例えば「教育」の定義は以下の通りである。

重要な公益であり、人間・家族・社会・国家のために実施される単一で意図的な訓育及び教授の過程。加えて、獲得されるべき知識、技能、熟達した能力、価値体系、活動経験及び一連のコンピテンシーの総体。人々の教育的ニーズや関心を満たすような知的、精神的・道徳的、創造的、身体的及び(又は)職業的発達の複合体。(第2条1項)

他にも「学習」「教育機関」「教育の質」など、34の用語に関して定義づけされ、同条によりロシア連邦における立法レベルで初めて教育に関する直接的な定義がなされた(Кирилловых 2014)。そして第3条において国家政策における「教育の優先性」「(国民の有する)教育への権利の保障」「教育のヒューマニズム的性格」という国家的原理が示され、第4条から第9条にかけてそれを実現するための各行政機関の権限や責任、関係性などが示される。とりわけ、第5条ではロシア連邦における国民の「教育への権利」が保障されることが明記され、そのために各連邦機関がなすべきことについても示されている。

第2章の「教育制度」では、ロシア連邦における教育

制度の各種構造が明確にされている。ここでいう「教育制度」とは、上記のようなロシア連邦における「教育」を行うための仕組み及びそこに関わる各種アクターを示すものと解される。すなわち、ロシア連邦における教育制度には

- ・連邦国家教育スタンダードなどの連邦が定める教育の基準
- ・教育活動を行う機関、教育職員、学習者、未成年学習者の親
- ・教育行政を行う連邦機関、連邦構成主体の機関、自治体の機関
- ・教育の質評価を行う機関
- ・教育に関わる活動を行う企業や社会団体

が含まれるとされている(第10条)。そして、教育は普通教育、職業教育、補充教育、職業訓練に区分され、学習者が生涯にわたり教育への権利を行使する可能性を保障するとしている(同条)。さらに、普通教育は就学前教育、初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育という教育段階が設けられる。加えて職業教育は中等職業教育、高等教育(バカラブリヤート)、高等教育(スペシャリスト、マグストラトゥーラ)、高等教育(高度人材養成)の段階が設けられる。

第3章から第5章においては、上述の「教育制度」に含まれる各アクター(教育機関、学習者、未成年学習者の親、教師)の権利や義務、責任などが規定されており、それらのアクター間の関係や行われた教育に対する評価についての内容が第6章に示されている。

第7章から第10章では、各教育段階についての規定がなされている。まず、就学前-初等-基礎-中等の普通教育は連続性を有するとされる。ただし、それらの普通教育は教育機関に属して受けるのみならず、「家庭教育」「自己教育」の形態を選択できることになっている(第63条)。初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育の11年間は義務教育段階として位置づけられる(第66条)。「家庭教育」「自己教育」の形態を選択する場合、行政機関は各人の教育への権利を保障することが求められ、親も行政機関への報告をしなければならない(同条)。

第11章は、前章までに示された事項に該当しない教育、すなわち普通教育以外にカテゴライズされる教育について規定している。エリート教育(優れた才能を発揮するものへの教育、第77条)や特別支援教育(健康に制限のある学習者が受ける教育、第79条)、さらには医学教育(第82条)や芸術教育(第83条)、国家安全保障にかかわる人材養成(第81条)に関してなど、幅広い教育分野がここには含まれている。

第12章は、それらの教育成果を国家的にどのようにして管理し、水準の維持・向上を図っていくかが示されている。それらの管理には、教育活動実施にかかる認可(第90条)、教育活動に対する国家認証(第91条)、及び教

育の監督（第92条）が含まれるとされる。近年特に力が入れているのが教育の質の評価であり（第95条）、学習者の学習の質に関する第三者評価及び教育機関の教育の質に関する第三者評価に関する規定が新たに設けられ（第95.1条、第95.2条）、インターネット上への情報公開などが求められるようになってきている。

第13章は「教育財政」について示されており、連邦中央及び連邦構成主体・地方自治体の予算配分の在り方（第99条、第100条）や教育機関の資産管理（第102条）、さらには国民に対する教育貸付金についても規定がなされている（第104条）。

第14章は「教育分野における国際協力」との章題の下、国外の教育関係機関との連携、外国で取得された学位や資格の取り扱いなど、国際協力について示されている。なお、ここでいう「国際協力」とは、国外との関係のみを指すのではなく、外国人学生や研究者の受け入れなどロシア連邦国内における「国際化」も含まれる。すなわち、教育分野における国際協力を行う目的はロシア連邦の市民のみならず、外国籍の市民、無国籍者を含めて教育を受ける可能性を拡大することとされているのである（第105条）。

最後の15章は、最終規定として過去の教育関連法規との整合性、既定の法規で効力が失われるものは何か、などが示されている。

以上のように、新連邦教育法は一国の教育根本法としては、かなり広い範囲を扱った内容となっていることが分かるであろう。同法が制定されて以降、ロシア連邦における「教育の現代化のリメイクが勢いを増している」との指摘がロシア国内の研究者からなされているように、現在実施されている諸々の教育政策及び教育改革は、新連邦教育法に示される方向性に基づいて行われているとすることができる（黒木 2018）。

3. 連邦教育法の新旧比較

次に、新連邦教育法の特色をさらに明らかにすべく、「教育」の位置づけに関する内容、「教育への権利」及び教育にかかる「義務」と「責任」に関する内容について旧連邦教育法との比較検討を行う。

(1) 「教育」の定義

旧連邦教育法においても、前文にて「教育」の定義が規定されているが、新連邦教育法においては先述したように第2条の冒頭に規定がなされている。それぞれの規定内容は表1の通りである。

上記の表からわかるように、新連邦教育法において教育は「重要な公益」であると新たに規定されている。旧連邦教育法においても学習者と国の関係性が規定されているが、新連邦教育法においてはその中身について更に踏み込んで言及しており、「一定のコンピテンシー」獲得

表1 「教育」の定義に関する新旧比較

| 旧連邦教育法 前文 | 新連邦教育法 第2条1項 |
|---|---|
| この法律において教育とは、人間、社会、国家のために明確な目的をもった訓育と教授の過程であり、国の定めた教育水準（教育資格）について市民（学習者）の達成状況の認定を伴うものである。 | 教育： 重要な公益であり、人間、家庭、社会及び国家のために実施される訓育と教授の統一的で明確な目的をもった過程である。加えて、獲得されるべき知識、技能、習熟、価値的思考、活動経験及び一定規模のコンピテンシーの総体である。人間の知的、精神的・道徳的、創造的、身体的及び（または）職業的発達かつ人間の教育的要求及び関心を充足させる複合体のことである。 |

を目指すものであること、人間的な教育を求める要求とともに、職業的な力量形成をすることが掲げられている。旧連邦教育法においては「教育の自由化と多様化を推進することを基本方針とし」、同時に「学習成果としての『結果』を管理することによってロシア連邦の教育水準の維持向上を意図」していた（高瀬 2003）。新連邦教育法においても、そのような教育の自由や多様性は認められてはいるものの、「公益」性の強調が前面に出ている傾向が見られる。すなわち、新連邦教育法は「公益」を形成するために一人ひとりが身に付けるべき教育成果に、一定の方向性を示していると捉えることができる。

(2) 「教育政策」の原則

次に、「教育政策の原則」について規定している条文を比較していきたい（表2）。

基本的な方向性に変化は見られない。しかし、旧法において「祖国愛（любви к Родине）」と表現されていた部分は「愛国主義（патриотизма）」となっている。なぜこのような表現の変化があったのか定かではないが、近年ロシア連邦においては「訓育（воспитание）」（我が国の道徳教育に相当）に重点をおいた教育政策の展開が見られる。「訓育」は「社会文化的、精神的・道徳的価値基盤」（新連邦教育法第2条2項）の形成を意図して実施されると位置づけられており、2015年4月には「ロシア連邦における2025年までの訓育発展計画」（以下、訓育発展計画）が承認・施行された。そこでは「ロシア人としての歴史文化的共通性に関連するような意識の形成」「ロシア人としての基本的なアイデンティティの形成」「ロシア連邦の国家語としてのロシア語に対する敬意の形成」（訓育発展計画第2章）などが優先的政策課題として掲げられている。このような状況にも鑑みれば、より一層「国を愛する」という精神の涵養を新連邦教育法では促しており、それが今日の訓育政策につながっていると捉えることができよう。

表2 「教育政策の原則」に関する新旧比較 *下線部は筆者

| 旧連邦教育法 第2条 | 新連邦教育法 第3条 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育の優先性 ・教育のヒューマニズム的性格—全人類的な価値、人間の生命と健康、人格の自由な発達、市民性と<u>祖国愛</u>を育む ・連邦の統一的な文化空間及び教育空間、多民族国家の特質を踏まえた民族文化・伝統の養護 ・誰もが教育を受けることの保障 ・教育の世俗性 ・教育における自由と多元主義 ・教育経営の民主的、国家的・社会的性格。教育機関の自治 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育の優先性 ・教育への権利の保障、差別の禁止 ・教育のヒューマニズム的性格—人間の生命と健康、個人の権利と自由、人格の自由な発達の優先—、相互尊敬、労働愛好、市民性、<u>愛国主義</u>、責任、法文化、自然や周りの環境を大事にする態度、合理的な自然利用の態度の育成 ・統一的な教育空間、多民族国家の特質を踏まえた民族文化・伝統の養護と発展 ・教育の世俗性 ・教育へのアクセス、選択の自由—教授形態、教育の方向性の選択権の保障 ・教育職員の教授と訓育の方法の選択の自由 ・教育機関の自治の保障 ・教育経営の民主的性格、教員、学習者、保護者の教育へ参加する権利の保障 ・教育の公開性、毎年教育政策の実施状況をウェブ上に公開 |

(3) 「教育への権利」及び教育にかかる「義務」と「責任」の強調

次に、「教育への権利 (право на образование)」についての比較検討である。新旧いずれにおいても、「人種、民族、性、言語、出自、経済的・社会的・職業的地位、居住地、宗教、信条、社会団体への所属などに関係なく教育への権利が保障される」ことが規定されている(旧連邦教育法第5条、新連邦教育法第5条)。ただし、その権利の保障を誰に対して課しているかが若干異なる。すなわち、旧連邦教育法においては単に「国(государство)」に対してその保障を求めているのに対し、新連邦教育法においては「連邦国家機関(федеральными государственными органами)」「連邦構成主体の国家機関(органами государственной власти субъектов Российской Федерации)」「地方自治体の機関(органами местного самоуправления)」に対する要求となっている。旧連邦教育法下においても、連邦中央・連邦構成主体・地方自治体の3者がそれぞれの権限に基づいて教育政策を実施し「教育への権利」保障を担っていたと言えるため、これまでの実態に規定を合わせたと捉えられる。

しかし、「教育への権利」を保障される対象である学習者や保護者、そして「教育への権利」保障の一部を担う教員、それぞれ個別具体的に規定内容を見ていくと、興味深い点が見られた。それは、教育に係る「義務

(обязанность)」と「責任(ответственность)」の強調である。以下、それぞれの比較検討を行う。

①学習者

学習者に保障される権利は、従前より「教授言語の選択」「教育を受ける形態の選択」「家庭教育及び自己教育の形態を選択した場合に国家試験を受ける権利」「教育機関の管理・運営に参加する権利」等、幅広くそれを保障する規定がなされていた(旧連邦教育法第50条)。新連邦教育法においてもそれらの権利を保障する規定(新連邦教育法第34条)が見られ、育休に関する規定や出版の自由など、旧連邦教育法では見られなかった新たな部分もあるが、基本的な理念は引き継がれていると言える。

学習者の「義務」及び「責任」については、次のような規定が見られる(表3)。

表3 学習者の「義務」及び「責任」

| |
|--|
| <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に定められる授業への参加、そのための自習。教員からの課題をこなすこと。誠実な態度で教育プログラムを習得すること。 ・教育機関の規則に従うこと。 ・他の学習者や教員の名誉と尊厳を尊重すること。 ・教育機関の財産を大事にすること。 <p><責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関の規則等への違反があった場合、懲戒処分を受けることがある。 |
|--|

これまで規定されてきた「教育への権利」と比べてみると、当たり前のようなことを改めて規定しているようにも見えるが、「立法レベルにおいて初めて学習者の義務と責任が一般化された」規定として注目される(Кирилловых 2014)。国が提供する教育プロセスを学習者自身の責任で修め、より確実に力量形成を図ることを求めていると捉えられよう。

②保護者

子どもの身体的、道徳的、知的発達の基礎をつくる第一義的責任が保護者にあるというコンセプトは新旧共に変わらない。その他、子どもの教育を受ける形態や教育機関を選択すること、教育機関の管理・運営に参加することなどもこれまでと同様に保障している。ただし、新連邦教育法では規則やライセンス等、教育機関の公的文書や国家認証の証明開示を求めることも権利として認められている。これらの権利に加え、新連邦教育法では新たに以下のような「義務」及び「責任」を規定している(新連邦教育法第44条、表4)。

ここでは、教育の提供を受ける機関のルールを守ること(子どもに守らせること)を保護者に求めている。子どもの教育に関する第一義的な責任は保護者にあり、子どもの「教育への権利」を保障するために保護者に対して「子どもに教育を受けさせる義務」を課していることは旧連邦教育法と同様であるが、その不履行があった場

表4 保護者の「義務」及び「責任」

| |
|--|
| <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに教育を受けさせる義務 ・教育機関や寄宿舎などが定める規則の遵守する義務 ・教育機関の学習者及び教員の名誉・尊厳を尊重する義務 <p><責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本連邦法及び他の連邦法の定める義務の不履行があった場合に責任を負う |
|--|

合の責任については新連邦教育法において初めて明確化された（Кирилловых 2014）。

③教員

教員も、旧連邦教育基本法により教授方法や教材の選択の自由、教材開発の自由など、自身が行う教育行為に関して様々な「教育への権利」が認められてきた。一方で、新連邦教育法においては教員の「義務」と「責任」については以下のように規定された（新連邦教育法第48条、表5）。

表5 教員の「義務」及び「責任」

| |
|---|
| <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い専門性を有し、教育を完全な形で提供する義務 ・法的・道徳的・倫理的規範を遵守し、職業倫理に従う義務 ・学習者等教育関係を有する者の名誉と尊厳を尊重する義務 ・質の高い教育を保障する指導法を使用する義務 ・学習者の発達・健康状況に配慮し、必要に応じて医療機関と協力する義務 ・研修を受ける義務 ・役職に応じて資格審査を受ける義務 ・健康診断を受ける義務 ・安全に関する訓練やテストを受ける義務 ・教育機関の規則を遵守する義務 <p><責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務の不履行または不適切な履行に対して責任を負う |
|---|

これらの内容は「ロシア連邦労働法典」に示される労働者の義務や責任をベースに作られているが、教育労働者に対し「特別な」要求をするものとして位置づけられる（Кирилловых 2014）。国民の「教育への権利」の保障を大前提に、ただ単に教育を行うのではなく高度な専門性及び質の高い指導法を求め、それを履行するための研修、資格審査受験、さらには安全に関する訓練をも義務として課している点は興味深いと言えよう。

4. おわりに一連邦教育法新旧比較から見えるロシア教育政策の特徴及び課題一

以上見てきたように、新連邦教育法においては国民が有する「教育への権利」に対し、これまでと同様手厚い保障が目指されている一方で、教育へアクセスをする（「教育への権利」を行使する）上では様々な「義務」や「責任」が課せられるようになってきている。学習者に対しては確実な学習の履行を、保護者に対しては子どもの学習の履行に対する責任を、教員に対しては子どもへの質の高い教育の提供をそれぞれ「義務」として法的に求めて

いる。これは、連邦中央が提供する教育政策が確実に実行され、確実に成果を生み出すことによって国としての「公益」を担保することを意図していると言えよう。その意味においては、連邦中央による集権的な教育政策の傾向性が強まっていると捉えることができる。

また、本稿においてあまり触れなかった範囲であるが、近年ロシア連邦においては「教育のモニタリング」政策が活発に進められている。すなわち、中央省庁の主導のもと各大学や学校の教育成果が様々な側面から数値化され、公表されるようになってきている。「公益」を目に見える形にする政策の一環として、看過できない点であろう。

このようなロシア連邦の教育政策は、教育の質保証を担保するものとしてその機能を果たす一方、ともすれば教育の画一化につながる危険性も孕んでいると言える。本稿で触れてきた「義務」や「責任」の規定に象徴されるような「公益」性の重視志向に対しては、ロシア国内でも「教育の強制」につながるのではないかとの批判があるが（Смолин 2012）、まさにそのような危惧を示したものとイえるだろう。

最後に、今後の研究の課題や展望についても少し触れておきたい。今回は「教育への権利」を中心とした法規定の比較分析を行ったが、教育政策の集権化に関してさらに厳密に検証するには連邦中央と地方の権限関係にどのような変化が見られるのかを精査していかなければならないだろう。さらに、規定内容の分析だけでなくそもそも各規定がどのような議論に基づき制定されたのかを追っていくことも必要となる。また、冒頭に触れたように新連邦教育法もその成立後すでに50を超える改正を重ねてきているが、それらの改正の具体的内容や改正にかかる議論などに迫ることもロシア連邦の教育政策過程の特徴をより詳らかにすることにつながるかと考えている。

要 約

本稿は、ロシア連邦における教育根本法である「新連邦教育法」の規定分析について、「旧連邦教育法」との比較分析も踏まえつつ行い、新連邦教育法の特徴及び法規定に基づく近年のロシア連邦教育政策の特徴を考察することを目的とする。

「教育」の定義、教育政策の原則、教育への権利について規定内容の新旧比較を行い、次のことが明らかとなった。(1) 多民族を背景とした「教育への権利」の保障は、引き続き手厚くなされている。(2) 一方で、連邦としての「公益」性を求める傾向が強まってきている。(3) それに伴い、学習者や教師に対して教育にかかる「義務」や「責任」に関する規定が新たになされている。

総じて、連邦中央の集権制が強まっている傾向が法規定の内容から読み解くことができる。それらの規定に基づく教育政策が、教育の質保証をより担保するものとし

て機能を果たす一方で、教育の画一化につながっていく可能性を孕んでいることに注視していく必要がある。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費18K13079の助成による研究成果の一部である。

主要参考文献

- Федеральный Закон «Об Образовании в Российской Федерации» (По состоянию 2017 год)
 Закон Российской Федерации «Об образовании», 2011.
 О.Смолин (2012) «Образование — фундамент культуры», *Свободной Мысли, No. 1-2 (1631)*, с.7-24.
 А.А.Кирилловых (2014), *Комментарий к Федеральному Закону «Об Образовании в Российской Федерации»*, Книжный мир.

Aleksandr N. Gostev, Tamara I. Turko, Sergey B. Shchepanskiy (2016), "Social Mechanisms in Elaborating Russian Educational Policy: Legal Monitoring", *INTERNATIONAL JOURNAL OF ENVIRONMENTAL & SCIENCE EDUCATION*, VOL. 11, NO. 18, 11195-11218.

- 黒木貴人 (2018) 「ロシア連邦における近年の教育政策とその研究動向」『日本教育政策学会年報』第25号, 203-209頁。
 高瀬淳 (2003) 「ロシア連邦法の特徴と教育政策」日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第10号, 93-102頁。
 研究代表者福田誠治 (2013) 『体制転換後ロシア連邦20年の教育改革の展開と課題に関する総合的研究』(2011年(平成23)~2013(平成25)年度科学研究費補助金基盤研究(A)海外学術調査(課題番号23252011))最終成果報告書。
 川野辺敏監修, 関啓子・澤野由紀子編(1996)『資料ロシアの教育』新読書社。

<資料> 連邦教育法新旧比較表(章立て)

| 旧連邦教育法 | 新連邦教育法 |
|---|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 教育分野における国家政策 | 第1条 本連邦法の規制の対象 |
| 第2条 教育分野における国家政策の原則 | 第2条 本連邦法において使用される基本的概念 |
| 第3条 教育分野におけるロシア連邦の立法 | 第3条 教育分野の国家政策と諸関係の法的調整の基本原則 |
| 第4条 教育分野におけるロシア連邦の立法の目標 | 第4条 教育分野における諸関係の法的規制 |
| 第5条 教育分野におけるロシア連邦市民の権利の国家的保障 | 第5条 教育への権利。ロシア連邦における教育への権利実現に向けた国家的保障 |
| 第6条 教授言語 | 第6条 教育分野における連邦国家政府機関の権限 |
| 第7条 連邦国家教育スタンダード | 第7条 連邦構成主体の国家政府機関へ委譲される教育分野におけるロシア連邦の権限 |
| 第2章 教育制度 | 第8条 教育分野における連邦構成主体の国家政府機関の権限 |
| 第8条 教育制度の概念 | 第9条 教育分野における地方自治体の地区及び都市区の地方自治機関の権限 |
| 第9条 教育プログラム | 第2章 教育制度 |
| 第10条 教育を受ける形態 | 第10条 教育制度の構造 |
| 第11条 教育機関の設置者 | 第11条 連邦国家教育スタンダード及び連邦国家要求。教育スタンダード |
| 第11.1条 国家的及び非国家的教育プログラム | 第12条 教育プログラム |
| 第12条 教育機関 | 第13条 教育プログラム実施にかかる一般的要求 |
| 第13条 教育機関の規則 | 第14条 教授言語 |
| 第14条 教育内容に対する一般的要求 | 第15条 教育プログラム実施のネットワーク形態 |
| 第15条 教育プロセス編成に関する一般的要求 | 第16条 Eラーニング及び遠隔教育技術を使用した教育プログラムの実施 |
| 第16条 教育機関における市民の入学の一般的要求 | 第17条 教育を受ける形態と教授形態 |
| 第17条 普通教育プログラムの実施 | 第18条 紙媒体及び電子媒体の教育・情報リソース |
| 第18条 就学前教育 | 第19条 教育制度への科学的教授法及びリソースの保障 |
| 第19条 普通教育 | 第20条 教育分野における実験的及び革新的活動 |
| 第20条 職業教育プログラムの実施 | 第3章 教育活動実施の概要 |
| 第21条 職業準備 | 第21条 教育活動 |
| 第22条 初等職業教育 | 第22条 教育機関の設立, 再編及び廃止 |
| 第23条 中等職業教育 | 第23条 教育機関の類型 |
| 第24条 高等職業教育 | 第24条 M.V. ロモノソフ名称モスクワ国立大学及びサンクトペテルブルグ国立大学。高等教育機関の種類 |
| 第25条 高等後職業教育 | 第25条 教育機関の規則 |
| 第26条 補充教育 | 第26条 教育機関の経営 |
| 第27条 教育に関する書類 | 第27条 教育機関の構造 |
| 第27.1条 教育, 学位に関する国家の統一的文書の承認 | 第28条 教育機関の権限, 権利, 義務及び責任 |
| 第3章 教育行政制度 | 第29条 教育機関の情報公開 |
| 第28条 教育領域における連邦国家機関の権限 | 第30条 教育関係を規定する, 諸規範を含むローカルな基本的法令 |
| 第28.1条 連邦構成主体の教育行政実施部局への, 教育領域におけるロシア連邦の権限の委譲 | 第31条 教育を実施する機関 |
| 第29条 教育領域における連邦構成主体の機関の権限 | 第32条 教育活動を行う個人業者 |
| 第30条 削除(教育領域における国家権力機関及び行政機関の権限分掌手続き) | |
| 第31条 教育領域における地方自治体及び市町行政機関の権限 | |
| 第32条 教育機関の権限及び責任 | |
| 第33条 削除(教育機関の設立及び活動規制の手続き) | |

| | |
|---|---|
| 第33.1条 教育活動の許可 | 第4章 学習者とその親（法定代理人） |
| 第33.2条 教育機関、科学組織の国家認証 | 第33条 学習者 |
| 第34条 教育機関の再編及び廃止 | 第34条 学習者の基本的権利及び社会的支援・奨励の基準 |
| 第35条 国公立教育機関の管理 | 第35条 学習及び訓育の教科書、学習参考書及び資料の利用 |
| 第36条 私立教育機関の管理 | 第36条 奨学金及びその他の金融ローン |
| 第37条 教育行政を実施する機関 | 第37条 学習者の食事に関する組織 |
| 第38条 教育分野における連邦内の立法行為遵守のための国家監督。教育の質の国家的管理 | 第38条 学習者の服装。学習者の制服及びその他の所有物（支給品含む） |
| 第4章 教育制度の経済 | 第39条 寄宿舎の提供 |
| 第39条 教育制度における所有関係 | 第40条 交通機関の保障 |
| 第40条 削除 | 第41条 学習者の健康の保護 |
| 第41条 教育活動の財政保障 | 第42条 基礎普通教育プログラムの習得や発達及び社会的適応に困難を抱える学習者に対する心理学・教育学的、医学的及び社会的支援 |
| 第42条 中等職業教育及び高等職業教育の経済的特質 | 第43条 学習者の義務及び責任 |
| 第43条 金融及び物質的資産の利用にかかる教育機関の権利削除 | 第44条 教育分野にかかる未成年学習者の親（法定代理人）の権利、義務及び責任 |
| 第44条 国公立教育機関における有償の補充教育サービス | 第45条 学習者及び未成年学習者の親（法定代理人）の権利の保護 |
| 第45条 私立教育機関における有償教育活動 | 第5章 教育職員、管理職及びその他教育活動を行う職員 |
| 第47条 教育機関の営利活動 | 第46条 教育活動に従事する権利 |
| 第48条 個人的労働としての教育的活動 | 第47条 教育職員の法的地位。教育職員の権利と自由及びその行使の保障 |
| 第49条 質の悪い教育に伴う損失の保障 | 第48条 教育職員の義務及び責任 |
| 第5章 市民の教育への権利を実現するための社会的保障 | 第49条 教育職員の資格審査 |
| 第50条 学習者の権利及び社会的保護 | 第50条 研究・教育職員 |
| 第51条 学習者の健康管理 | 第51条 教育機関長の法的権利。高等教育機関長 |
| 第52条 親（法定代理人）の権利と義務 | 第52条 教育機関のその他の職員 |
| 第52.1条 就学前教育基礎普通教育プログラムを実施する教育機関において預かる子どもの親（法定代理人）からの徴収金 | 第6章 教育関係の発生、変更及び停止の根拠 |
| 第52.2条 就学前教育基礎普通教育プログラムを実施する教育機関において預かる子どもに対する補償 | 第53条 教育関係の発生 |
| 第53条 教育的活動への従事 | 第54条 教育についての契約 |
| 第54条 教育機関の職員への給与 | 第55条 教育活動を行う機関の学習者受け入れに関する一般要件 |
| 第55条 教育機関の職員の権利、特典及び社会的保障 | 第56条 受け入れの目的。受け入れる目的に関する契約及び教育の目的に関する契約（～2019年1月1日） |
| 第56条 教育制度における労働関係 | 第56条 学習の目的（2019年1月1日～） |
| 第6章 教育分野における国際的活動 | 第57条 教育関係の変更 |
| 第57条 ロシア連邦の国際協力 | 第58条 学習者の中間評価 |
| 第58条 対外的経済活動 | 第59条 最終評価 |
| | 第60条 教育及び（もしくは）資格に関する証書。学習に関する証書 |
| | 第61条 教育関係の停止 |
| | 第62条 教育活動を行う機関への復帰 |
| | 第7章 普通教育 |
| | 第63条 普通教育 |
| | 第64条 就学前教育 |
| | 第65条 教育活動を行う機関における就学前教育プログラム開発に向けての、子どもの監督及び世話をする親（法定代理人）からの徴収金 |
| | 第66条 初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育 |
| | 第67条 基礎普通教育プログラムによる学習を行う機関への入学 |
| | 第8章 職業教育 |
| | 第68条 中等職業教育 |
| | 第69条 高等教育 |
| | 第70条 バカラブリアートプログラム及びスペシャリストプログラムを実施する機関への入学にかかる一般的要件 |
| | 第71条 バカラブリアートプログラム及びスペシャリストプログラムへの入学にかかる特別な権利 |
| | 第71.1条 高等教育プログラムにおける特別学習（целевое обучение）を採用することの特徴 |
| | 第72条 高等教育における教育と研究（科学的研究）活動の統合形態 |
| | 第9章 職業訓練 |
| | 第73条 職業訓練を行う機関 |
| | 第74条 資格試験 |
| | 第10章 補充教育 |
| | 第75条 子供及び成人の補充教育 |

- 第76条 補充職業教育
- 第11章 諸教育プログラム実施及び学習者のカテゴリーに応じた教育アクセスの特徴
- 第77条 優れた才能を発揮するものへの教育の組織化
- 第78条 ロシアの教育機関において外国籍及び無国籍のものへ提供する教育の組織化
- 第79条 健康に制限のある学習者が教育を受けることの組織化
- 第80条 懲役刑や強制労働判決を受けた者、容疑者、被告及び拘置者に提供する教育の組織化
- 第81条 国家防衛・安全保障及び法秩序の保障のための人材養成を行う連邦国家機関の教育活動及び職業教育プログラム実施の特徴
- 第82条 医学教育及び薬学教育の職業教育プログラム実施の特徴
- 第83条 芸術分野の教育プログラム実施の特徴
- 第84条 体育及びスポーツ分野の教育プログラム実施の特徴
- 第85条 国際基準に基づく民間航空スタッフ、航空機乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入れ替え作業に直接関わる鉄道職員の養成分野における教育プログラム実施の特徴
- 第85.1条 交通安全保障分野における教育プログラム実施の特徴
- 第86条 普通教育機関及び職業教育機関における未成年学習者の兵役及びその他の国家公務への準備を目的とする補充的の全面発達教育プログラムに基づく学習
- 第87条 ロシア連邦諸民族の精神的・道徳的文化の基礎の学習の特徴。進学教育及び宗教教育を受けることの特徴
- 第88条 ロシア連邦外務省の国外機関における基礎普通教育プログラム実施の特徴
- 第12章 教育制度の管理。教育活動の国家的規制
- 第89条 教育制度の管理
- 第90条 教育活動の国家的規制
- 第91条 教育活動の認可
- 第92条 教育活動の国家認証
- 第93条 教育分野における国家監督
- 第94条 教育学的試験
- 第95条 教育の質の第三者評価
- 第95.1条 学習者の学習の質の第三者評価
- 第95.2条 教育機関の教育環境の質についての第三者評価
- 第96条 教育活動を遂行する機関の一般的認証。教育プログラムの職業的・一般的認証
- 第97条 教育制度の情報公開。教育制度のモニタリング
- 第98条 教育制度における情報システム
- 第13章 教育分野における経済活動及び財政保障
- 第99条 教育分野における国家及び地方自治体の財政保障の特徴
- 第100条 連邦予算、連邦構成主体予算及び地方予算それぞれから支出される教育のための予算負担の具体的数値管理
- 第101条 自然人及び法人による資金拠出の教育活動の実現
- 第102条 教育機関の財産
- 第103条 知的成果の実務的応用（導入活動）を行うための高等教育機関による経済団体及び経済的パートナーの創設
- 第104条 教育クレジット
- 第14章 教育分野における国際協力
- 第105条 教育活動における国際協力の形態及び方向性
- 第106条 教育及び（もしくは）資格に関する証書の承認
- 第107条 外国において取得した教育及び（もしくは）資格の認定
- 第15章 最終規定
- 第108条 最終規定
- 第109条 ロシア連邦の領土内におけるソビエト社会主義共和国連邦の各法令の失効の承認
- 第110条 ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国及びロシア連邦の各法令（法令規定）執行の承認
- 第111条 本連邦法発効の手順

Summary

This paper aims considering characteristics of the new Federal Law of Education in Russia and recent education policy in Russia, compared with the old Federal Law of Education in Russia.

It becomes obvious three points as the result of this study. Firstly, “right to education” for multiethnic is continuously guaranteed. Secondly, on the other hand, it is emphasizing “public benefit” as the Federation in the new Federal Law. Thirdly, it is regulated “duty” and “responsibility” to learner and teacher by the new Federal Law.

As a whole, education policy is centralized in Russia. We ought to pay particular attention whether Russian education policy is standardization.